

令和7年

2月農業委員会総会議事録

■日時	2025年（令和7年） 2月14日（金） 14：30～15：10	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者	<p>[農業委員] 計（13名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>14 岡田 如弘</p> <p>[事務局] 計（5名）</p> <p>藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 生産緑地事業計画の決定について</p> <p>議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和7年2月の農業委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>（会長挨拶）</p>
事務局	<p>それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。よろしく願います。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は14番岡田委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、友田会長、議事進行、よろしく願います。</p> <p>本日の議事録署名人は、7番井坂常典委員さん、8番友田吉春委員さんのお二人にお願い申し上げます。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>2月委員会議事日程、議案第1号から議案第6号、報告第1号となっておりますの</p>

事務局	<p>で、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 6 件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第 1 号、1 番、大野町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、大野町で、地目は、田 2 筆、面積は合わせて 5 9 2 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 3 5 k m、車で 6 0 分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は 3 0 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「耕作地をそのままの利用状況で耕作するため、周辺農地への支障を及ぼしません。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第 1 号、2 番、唐国町三丁目の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>2 番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、唐国町三丁目で、地目は、田 1 筆、面積は 3 6 0 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 1 0 0 m、徒歩で 1 分の距離に位置しております。</p>

友田会長  
事務局

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬使用のため、散布時には周辺の農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。

3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、唐国町三丁目で、地目は、田1筆、面積は565㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から2.2km、車で6分の距離に位置しております。

譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬使用のため、散布時は注意をしながら周辺に支障のないように営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、4番、国分町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>4番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、国分町で、地目は、田1筆、面積は66㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から50m、徒歩で1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について注意し、周辺の農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、5番、仏並町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>5番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、畑1筆、面積は2,164㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から5.5km、車で20分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は100日で、3年</p>

	<p>3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「現状と同様な状態で耕作するため、周辺の農地に支障のないように営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	事務局の説明が終わりました。
	この件について、異議、意見はございませんか。
	辻林委員さん。
辻林委員	5番の案件ですが、■■■さんと■■■さんが2分の1ずつ共有で持っていることを書かなくてもいいんですか。
事務局	5番につきましては、下の欄外に補足情報として、移転前の持分と移転後の持分を記載しております。
友田会長	よろしいですか。
辻林委員	はい。
友田会長	ということで、意見、異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	異議なしということで、議案第1号、5番については許可することに決定いたします。
	続きまして、議案第1号、6番、緑ヶ丘一丁目の物件について事務局から説明願います。
事務局	6番について説明させていただきます。
	許可を受けようとする土地の所在は、緑ヶ丘一丁目で、地目は、畑3筆、面積は合わせて129.41㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。
	また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。
	申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から自宅横に位置しております。
	譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。
	また、周辺地域との関係については、「周辺に農地がないため、支障を及ぼすことはありません。」とのことです。
	続きまして、地区担当の讚岐委員から受けました調査結果の報告をいたします。
	「現地確認を行い、保管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けており

友田会長	<p>ます。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、6番については許可することに決定いたします。</p>
友田会長	<p>続きまして、4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、観音寺町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積436㎡のうち254㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、住宅、公共施設等が連たんしている区域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、申請人は近隣の建設工事会社からの要望を受け、軽トラックなどの工事車両3台、油圧ショベルなどの重機3台、砂や砂利が3㎡、その他、カラーコーンや安全柵などの工事資材を置くための露天資材置場に転用するものです。所有者が碎石舗装を行った上で、建設工事会社に貸付けを行うものです。</p> <p>雨水については、隣接側溝へ排水する計画となっております。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。申請人に確認したところ、申請内容に間違いのないとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p>
友田会長	

	<p>続きまして、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。</p> <p>議案第3号、1番、小田町の物件につきまして、西辻委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。</p> <p>(西辻委員 退室)</p> <p>それでは、1番について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、小田町で、地目は、田1筆、面積は669㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあつて、おおむね500m以内にすいせん保育園及び中達歯科医院があるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、譲受人は建設業を営んでおり、材料の増加により、現在の材料置場では手狭であるため、事業所や幹線道路からも近い申請地を譲り受け、2tトラック4台、ユンボ等の重機3台、砕石や砂3.5リ्यूベ、ブロックやU字溝を各1,000個置くための露天資材置場に転用するものです。</p> <p>また、計画では砕石舗装及び周囲にフェンスを設置し、雨水については隣接水路に排水を行うほか、他法令の状況として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の安栗委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>(西辻委員 入室)</p>
友田会長	<p>それでは、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画6件を、別表のとおり定めるものいたします。</p>

事務局	<p>議案第4号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。 議案書9ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は、池田下町で、地目は、田2筆、面積は合わせて1,626㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現在、水稻及び野菜を栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第4号、1番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第4号、2番、尾井町の物件について事務局から説明願います。 2番について説明させていただきます。 物件の所在地は、尾井町で、地目は、田1筆、面積は1,484㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の坂上委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現在、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第4号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、3番、4番、5番、6番、小野田町、北田中町、松尾寺</p>

事務局	<p>町、平井町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。</p> <p>3番から6番について、関連のあることから一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、小野田町、北田中町、松尾寺町、平井町で、地目は、田9筆、面積は合わせて7,329㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の友田吉春委員、森忠清委員、井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現在、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、ありがとうございます。</p> <p>議案第4号、3番、4番、5番、6番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号、生産緑地事業計画の決定について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条の規定による事業計画1件を、別表のとおり定めるものといたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書12ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、池田下町で、地目は、田1筆、面積は277㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜を栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>この件について、異議、意見はございませんか。  (異議なしの声)  ありがとうございます。  異議なしということで、議案第5号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書13ページをお願いいたします。  議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者証明願2件に関する願い出を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第6号、1番、和気町一丁目、和気町二丁目の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、1番について説明させていただきます。  物件は、和気町一丁目及び二丁目、地目は、田3筆、面積は合わせて4,152㎡でございます。</p> <p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の飯村委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。  この件につきまして、異議、意見はございませんか。  (異議なしの声)  異議なしということで、議案第6号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号、2番、和気町一丁目の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>2番について説明させていただきます。  物件は、和気町一丁目、地目は、田1筆、面積は958㎡でございます。</p> <p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の飯村委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。  この件について、異議、意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第6号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件、賃借権設定2件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。</p> <p>議案書16ページを御参照ください。</p> <p>以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件・その他の案件について事務局から報告願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>私からは1月委員会で御審議いただきました、上代町の露天駐車場案件について、御報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、申請地の間に位置する里道・水路について、「従来どおり安全に通行できることを確認する必要があるのではないか」といった意見が推進委員会議の中でありましたので、委員会総会において、この意見を踏まえて御審議していただきました。</p> <p>その結果、「周辺耕作者の通行に支障を及ぼさないよう、里道・水路沿いにフェンスをつけるのであれば、許可やむを得ないと認める。」ということで、「条件つきで許可を認める」といった結論に至りました。</p> <p>委員会終了後、申請者にその旨をお伝えしたところ、「里道・水路沿いにフェンスを設置する計画に修正します」と返事をいただきまして、翌日には計画図面の差し替えがありましたので、大阪府に申請書類一式と許可をするに当たり必要な条件を記載した意見書を添付して進達を行ったところ、最終的に令和7年1月29日付で、転用申請については許可されました。</p> <p>以上が、上代町の転用案件に関する御報告となります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>事務局</p> <p>友田会長</p>	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>皆さん方で何か御質問ございましたら、御意見ありましたらお伺いしたいと思えます。何かございませんか。</p> <p>何もないようでしたら、農業委員会総会をこれで終了させていただきたいと思えます。本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。</p>

閉会時間 15時10分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員